

クリーニング所無店舗取次店

開設ガイド



事前相談から開設までの流れ・・・2ページ

構造設備基準・・・3ページ

開設届の記載例・・・4ページ

必要書類一覧・・・6ページ

横手市役所市民福祉部生活環境課

◆ 事前相談から開設までの流れ ◆

※開店日については、余裕をもって開設届出をしてください。



クリーニング所には、作業場や消毒設備等の構造設備基準(3ページ)がありますので、工事を着工する前に、設計図面を持参の上ご相談ください。

開設日の10日前までに必要な書類(5ページ)を揃えて生活環境課窓口へ申請してください。

提出書類の審査を行います。

書類不備や添付書類に支障がなければ営業を開始することができます。

無店舗取次店の注意事項について

・衛生措置の基準の順守

未洗たく物と仕上げ品の区分や洗たく物格納容器の洗浄消毒を適正に行うなど、清潔の保持に努めてください。

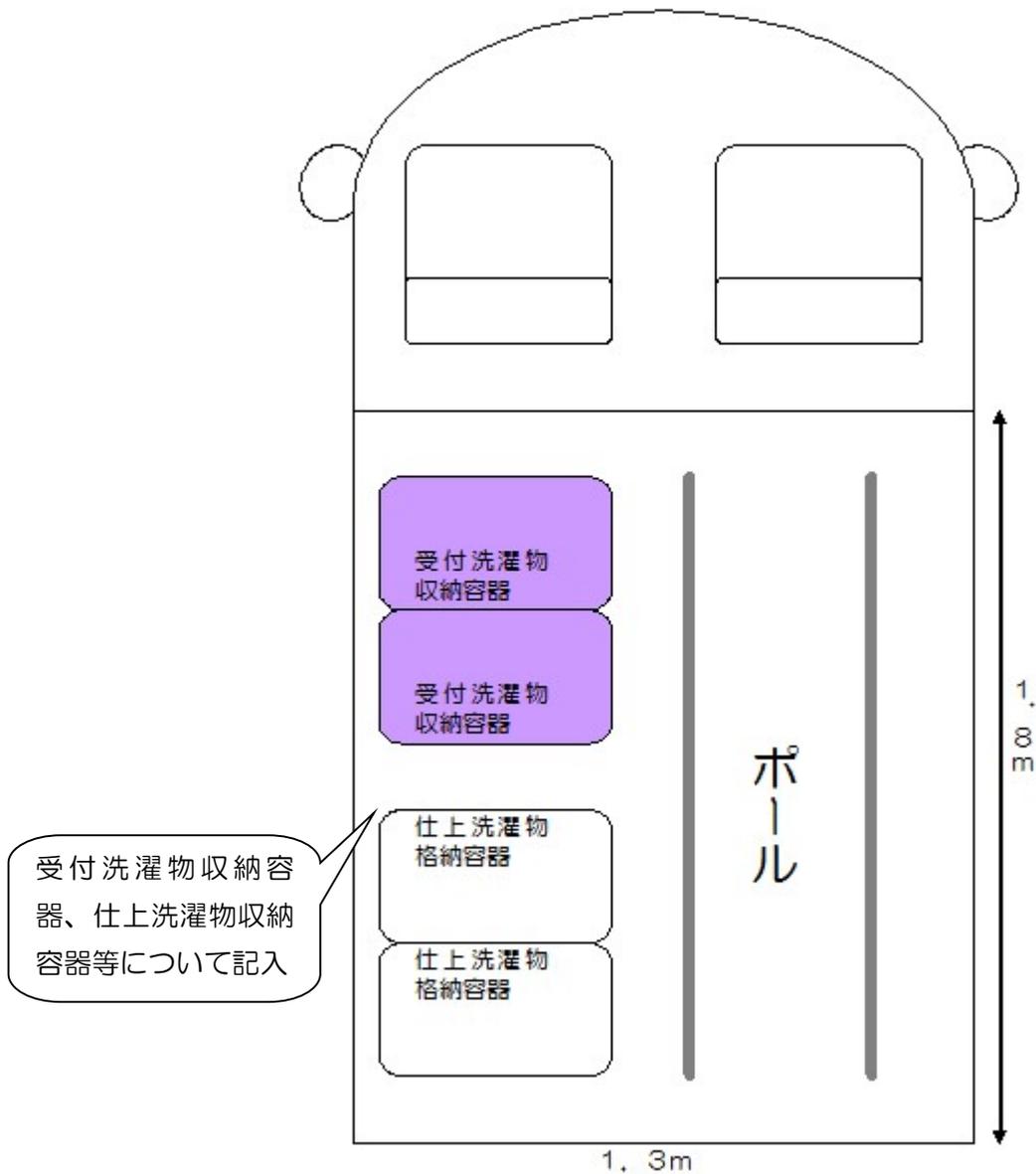
特に、食品等を一緒に運搬する場合は、相互汚染が生じないように、車両内の区画、容器の密閉などに十分配慮してください。

・連絡先の明示

連絡先を明示した書面(領収書、預かり証その他)を利用者に交付し、適切に対応が行えるようにしてください。

◆ 構造設備基準(無店舗取次店) ◆

【営業車両の概要図例】



項目	構造設備基準
①格納設備	1. 未洗濯物と洗濯済み、仕上げ済みを明確に区分した格納容器を適当数揃える(運搬容器も同じ区分)。 2. 厚生労働省施行規則第1条で指定する洗濯物を取り扱う場合、他の洗濯物と区分する。
②採光・照明・換気	1. 所内は十分な採光・照明・換気を確保する(300ルクス以上が望ましい)
③受け取り・引渡し場所	1. 仕上げ品と未洗濯物が混ざらないように区分する。 2. 食品の販売又は調理等を行う営業施設その他相互に汚染のおそれのある営業施設と併設する場合、境界に壁・板その他適当な材料により隔壁を設ける。

◆ 開設届の記載例(一般) ◆

様式第3号(第4条関係)

無店舗取次店営業届出書

届出年月日

27年7月12日

横手市長 様

開設者の住所・氏名
※ アパート・マンションの
場合は建物の名称・部屋
番号まで

住所 横手 城下町1-1-1

氏名 横手 城乃

(法人にあつては、その名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

法人の場合は本
社所在地・会社名
称・代表者(定款
の写しで確認)

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

車検証の写しを
提出してくださ

営業区域すべてを記
入してください。

無店舗取次店の名称	あやめクリーニング		
業務用車両の自動車 登録番号又は車両番 号	秋田 300 よ 00 - 00		
業務用車両の保管場 所	横手 城下町 1-1-2		
営業区域	横手、湯沢市、大仙市 (うち主たる営業区域 横手)		
営業開始の予定年月 日	H27年7月23日		
業務用車両の構造の 概要	別紙のとおり。		
営業者	氏名 (法人の名称及び表 示者の氏名)	横手 城乃	本籍 (主たる事務所 の所在地)
	生年月日	26年7月23日	秋田県
クリーニング師	本籍		電話番号
	所氏名		0182-32-0000
従事者数			登録番号
クリーニング業法第3条第3 号に規定する洗濯物の取扱いの有無		有	無

開設予定年月日
※2ページ参照

備考 次

1 業

2 営

任意様式に詳細をご
記入ください

写し及び代表者の資格を証する書類

クリーニング取次所構造設備の概要(任意様式)

面		積	4.32 m
内外 部 仕 上 げ	外	壁	めっき銅板
		床	塩ビクロス
	内	壁	塩ビクロス
	天	井	塩ビクロス
	そ	の	他
床面から天井までの高さ			1.4 m
窓の面積			3.2 m
照明			10 w × 2 個
換気設備			自然換気 : 機械換気
受付洗濯物収納容器			2 個 (材質 : ナイロン)
仕上洗濯物格納容器	棚		4 段 × 5 個
	ボール		4 本
消毒設備			塩化ベンザルコニウム液

洗濯物の格納容器、作業台等を消毒するための設備について記入してください。

◆ クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物とは ◆

(クリーニング業法第3条第3項第5号抜粋)

- 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果をもつ方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

(クリーニング業法施行規則第1条抜粋)

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

◆ 必要書類一覧 ◆

★ 開設届(用紙は市役所生活環境課窓口または横手市ホームページ)

- 開設者が法人の場合：定款または寄付行為の写し及び代表者資格を証する書類

★ 構造および設備の概要

- 車両平面図(寸法が確認できるもの)

★ 検査手数料

- 手数料はかかりません

メモ欄

問合せ先

横手市役所市民生活部生活環境課環境担当

〒013-0023

秋田県横手市中央町8番2号

電話：0182-35-2184(直通)

FAX：0182-33-7838

E-mail：kankyo@city.yokote.lg.jp